

会 議 録

会 議 の 名 称	第 46 回宍粟市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和5年5月 25 日(木)午後2時 00 分～午後3時 00 分	
開 催 場 所	宍粟市役所3階 庁議室	
委 員 長・会 長 氏 名	黒 田 茂	
委 員 氏 名	(出席者) 山 國 和 志 中 野 典 子 松 元 二 三 代 山 田 博 史 井 上 雅 博 牧 野 修 一 縣 俊 孝 雲 田 章 彦 植 田 聰 小 西 美 穂 黒 田 茂	(欠席者) 小 原 千 種
事 務 局 氏 名	市民生活部部长 森 本 和 人 市民生活部次長 西 岡 公 敬 健康福祉部次長兼保健福祉課課長 大 谷 哲 也 保健福祉課副課長 堂 田 正 美 税務課課長 島 澤 康 博 税務課副課長兼債権管理室長兼係長 西 岡 修 市民課課長 岡 田 美 佳 市民課副課長 小 椋 容 子 市民課国保係長 田 路 哲 也	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開	(非公開の理由)
議 題	【報告事項】 (1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて (2) 出産育児一時金の引き上げについて (3) 令和4年度国民健康保険事業実績について 【議題】 (1) 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて (2) 令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について (3) 国民健康保険税収納状況等について (4) 特定健診・特定保健指導、がん検診、歯科健診について (5) その他 宍粟市健康づくりポイント事業について	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	あり	

議事録の確認	<p>(会 長)</p> <p>_____</p> <p>(会議録署名委員)</p> <p>_____</p> <p>(会議録署名委員)</p> <p>_____</p>
--------	---

(会議の経過)	
発言者	議題・発言内容
事務局	<p>(1. 開会)</p> <p>委員の皆様こんにちは。本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第46回宍粟市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>なお、宍粟市ではエコスタイルを実施していますので、委員の皆様は適宜上着を脱いでいただくなどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(2. 会長挨拶)</p> <p>最初に、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>第46回宍粟市国民健康保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。今、世界及び日本は、政治、経済、文化、思想、生活様式等の大きな転換期を迎えています。要因は、コロナ、戦争、核、テロ、インフレ、少子高齢化いろいろあります。それらの要因が複雑に絡み合っているので、どう理解し対応すればいいのかなかなかわかりませんが、私は宍粟市の一住民として、また、民生児童委員として地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。国民健康保険の運営を理解し協力することも大事なことだと思っています。今日の協議会の議事進行よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは次に本協議会開催にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>(3. 市長挨拶)</p> <p>皆様こんにちは。前回の国民健康保険運営協議会では、令和9年度の保険料水準の統一に向け宍粟市の税率を徐々に引き上げながらそれに向かうということで、税率改正について大変お世話になったところであります。令和4年度の決算状況もこのあとつぶさに報告させていただくこととなっておりますが、いずれにしても国保事業の安定化は図らなければならないと考えておりまして、特定健診等々含めて行政も関係機関と連携をとりながら安定化を図っていきたいと思っております。今日はその観点でたくさんの議題になろうと思いますが、どうぞこの後よろしくお願いいたしますと思います。</p>
事務局	<p>大変勝手ではございますが、市長は別件公務のためここで退席させていただきます。ご了承ください。</p> <p>次第4に入る前にここで、本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。本日の出席委員数は現在 10 人でございます。委員定数の2分の1以上の出席があり</p>

	<p>ますので、宍粟市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、この協議会が成立することを報告いたします。</p> <p>続いて、次第にはありませんが、この4月に職員の異動がありましたので、出席職員を紹介させていただきます。</p> <p>(4. 議長選任)</p> <p>それでは次第の4、議長選出に入ります。</p> <p>議長につきましては、宍粟市国民健康保険施行規則第7条の規定により、協議会の議長は会長があたることになっていますので、ここからの会議の進行は黒田会長にお願いします。よろしくお願いします。</p> <p>(5. 会議録署名委員選出)</p> <p>それでは次第の5、会議録署名委員の選任に入ります。会議録署名委員の選任につきましては、宍粟市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、会長が指名することになっていますので、私から指名させていただきます。</p> <p>本日の会議録署名委員は、中野典子委員、山田博史委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>(6. 報告事項)</p> <p>続きまして次第6、報告事項に入りたいと思います。報告事項(1)国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて、報告事項(2)出産育児一時金の引き上げについて、報告事項(3)令和4年度国民健康保険事業実績について。事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて</p> <p>(2) 出産育児一時金の引き上げについて</p> <p>(3) 令和4年度国民健康保険事業実績について</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
議長	<p>(1)の低所得者の課税限度額の見直しについて、法改正で仕方ないと思うのですが、もともと宍粟市は5割軽減、2割軽減の人がどのくらいいるのか、見直しの金額は大きくないので数人くらいかなと思いますが、わかる範囲で教えてください。</p>
事務局	<p>今回の見直しで5割軽減の影響を受ける家庭ですが、医療給付費分は現行730世帯が744世帯になり14世帯が軽減を受けられるようになります。また、後期支援金分は</p>

	<p>現行1,257世帯が1,282世帯になり、プラス25世帯になります。また、2割軽減については、医療給付費分は現行541世帯が558世帯になり、17世帯が軽減を受けられるようになります。後期支援金分は現行1,001世帯が1,040世帯になり、39世帯が軽減を受けられます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>(7. 協議事項)</p> <p>他になれば次の議題に入ります。続いて次第7、議題に入ります。</p> <p>(1) 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて と関連しまして(2) 令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(1) 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて</p> <p>(2) 令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>《意見等なし》</p> <p>なければ次の議題に入ります。</p> <p>(3) 国民健康保険税収納状況等について を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(3) 国民健康保険税収納状況等について</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>《意見等なし》</p> <p>なければ次の議題に入ります。</p> <p>(4) 特定健診・特定保健指導、がん検診、歯科健診について を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(4) 特定健診・特定保健指導、がん検診、歯科健診について
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。
議長	民生委員が支援している高齢者の方で移動の手段がなくて動きづらいという方がおられます。特定健診・がん検診の先ほどの説明で、未受診者の人にはハガキや連絡等で促しているとお聞きしましたが、例えば、コロナの時などは地域でバスが巡回したりといったことがあったように、受診率を上げるためにプラスアルファで何かいい方法で助けてもらえないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。
事務局	私は昨年、千種を担当しておりましたが、やはり高齢になり歩きづらいという方がお越しになり、安全に受けていただくためにフリーの職員がついたり車いすの貸し出しをしたり、送迎でもワゴン車など小さめの車で乗り降りをしやすくしたりしました。また、早く終わった方についてはあまり長く待っていただくのは大変なので、配車担当が調整をしたりしていました。体調を崩した方については、早く帰宅していただけるよう対応した事例もあります。天候などにも左右されますし、そのあたりも配慮して対応しております。未受診者に関しては把握した場合は、勧奨のハガキを出すことで受けてもらいやすいよう対応しております。
議長	高齢者の方に電話やハガキだけの連絡をしても連絡がつかなかったりいろいろあると思います。それに対して介護認定を受けている方はケアマネが動けます。介護認定を受けられていない方などでも返事がない方があれば民生委員に連絡し、相互連絡の体制がとれればと思っております。特に高齢者の方の対応をプラスアルファでできるのであれば、民生委員の事務局に言っていただいて、定例会の議題等にもしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございます。
議長	ほかにございませんでしょうか。なければ、次の議題に入ります。
事務局	(5) その他 宍粟市健康づくりポイント事業について を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(5) その他 宍粟市健康づくりポイント事業について
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問

	<p>はございませんか。</p> <p>すべての説明が終わっているので、遡って総括としてでも結構ですので、ご意見ご質問をよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>健康づくりポイント事業ですが、抽選で何名くらい当たっているのですか。</p>
事務局	<p>予算の範囲内ということになりますが、代表的なもので宍粟牛が5名、宍粟牛ハンバーグ7名を予定しています。そのほか、甘酒やごみ袋などは数十名を予定しています。</p>
事務局	<p>去年は応募の57名全員に当たっておりますので、ぜひとも応募いただければと思っております。</p>
委員	<p>応募者が減っていると聞いたらどのくらいの方がされているのかな、やりがいなどがあるのかなと思って聞かせてもらいました。</p>
事務局	<p>もともと、最初は健診会場で健診を受ければ応募できるというものでたくさんの応募があったのですが、人数が減った背景には、予算の中にもありますが、保険者努力支援という制度ができたので内容の見直しをかけましたので応募できる方が減ってきたということです。去年は応募者全員に何かは当たっておりますので、今年度も応募いただければ何かは当たるのではないかと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>応募者が少なくなるのはどこに問題があると思いますか。それとあともう一つ、どうせするのであれば何百万円もかかるものではないので予算を今の倍ほどにするとか、投資と効果を考えて、応募者が少なくなってしまうのであればやめてしまってもいいし、するのであればどうしたらたくさん参加してもらえるのか、目的に合うのかということを考えて、もう少し内容をグレードアップするとか。</p> <p>民生委員の会合でも説明をしてもらったのですが、対象項目が何個もあつたりで、健診だけ受ければ応募できるといった簡単な方法にすればいいと正直思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この事業は国からもお金を受けているため、健診だけで応募できるということではできませんので、このようにたくさん項目を作っています。これをクリアすることで国の方からも補助を頂戴できるということになっておりますので、今後見直しも検討したいとは思いますが、当面はこの内容でやっていきたいと考えております。人数が減ったの</p>

議長	<p>は、当初の目標が特定健診の受診率アップということで、健診を受ければその場で応募できるというものだったのですが、今はそれだけでは補助金の対象にならないということもありますし、皆様の健康づくりということでいろいろ取り組んでもらいたいという思いから項目を変更したことによって人数も減ってきたというところでは、内容については今後、皆様に応募したいと思っていただけるよう検討したいと思っています。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かありませんか。</p>
委員	<p>保険料の滞納についてですけども、結構あると思いますが、5年とか10年とか滞納を継続している人、固定的になっている人がどのくらいいるのかということと、その中で税務課で差し押さえなど固定化している人はけっこう含まれているのでしょうか。</p>
事務局	<p>統計的なものはないのですが、長年にわたる人はいらっしゃるが、新たに滞納になる人や滞納を解消している人もいらっしゃいます。税務課としてはなるべく固定化しないように努めています。</p>
委員	<p>私も商売をしていたのでよくわかるのですが、滞納する人への対応はなかなか普通の努力では無理だと思います。意識の低いところなどは「行くのが嫌だ」とか「督促状くらいで内容証明を送ってはダメだ」というくらいで終わっていることがよくあるんですけども、個人商店などはだいぶ熱心に取り組まれている。やはり、その意識を変えないと、この保険料の滞納に限らずほかの税金面については、破産などの場合は除外したらいいと思うが、何もしないけど経費だけが掛かっているということであれば何もしないほうがよかったのではないかと、逆に少しの金額を取って、極論ですけど、取り立てて経費が10倍も20倍も掛かるということになると本末転倒ではないでしょうか。同じ人が10年も20年もということで中には亡くなっている方もいたりだとか住所がわからないだとか諸々出てくるとは思いますけども、そこを本当に頑張ってやれるのかなというところが私は疑問に思っています。10年くらいこの部署で頑張っておられる方がいるんですしたら、そういうパーセンテージも出すほうがいいのではないかと、表を見て思いました。</p>
議長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
委員	<p>今言われたことは、本当にそうだなと思います。どこまでするかということもありますが、今おっしゃられたことはそうだなと感じました。</p>

事務局	<p>先ほどのご意見については一度検討させていただいて、数字が出るかどうかということを中心に調査させていただきますので、この場合は保留とさせていただきます。</p>
議長	<p>ほかにご意見はありませんか。ないようですので、これを持ちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。事務局に進行をお返します。</p>
	<p>(8. 閉会)</p>
事務局	<p>会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては慎重にご審議いただきありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>失礼します。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。そして慎重なご審議をいただいたことお礼申し上げます。今後ともこの運営協議会の発展のために皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。それではこれで第46回宍粟市国民健康医保険運営協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。皆様お気をつけてお帰りください。</p>